

中小企業研究開発技術者育成事業 基盤技術研修講座実施要領

(目的)

1 中小企業研究開発技術者育成事業実施要綱(以下、「実施要綱」という)に定めるところにより、実施要綱第10条に該当せずかつ受講料を徴収しない「基盤技術研修講座」(以下、「本講座」という)を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(実施場所)

2 本講座は、三重県工業研究所内で実施する。

(受講者の定員)

3 本講座の定員は、講習会ごとに定める。

(講座の科目及び時間数)

4 本講座の科目は、座学と実習を含むものとし、講座ごとに定めるものとする。

(開催時期)

5 本講座の開催時期は、講座ごとに定めるものとする。

(募集期間)

6 本講座の募集は、実施することを決定した日以降速やかに開始することとし、定員に達した場合は受講申込手続を締め切るものとする。

(申し込み手続き)

7 本講座への申し込みは、受講申込書(別紙1)に記入の上、提出するものとする。

(受講者の決定)

8 本講座への申し込み締切り後、速やかに受講者の決定を行い、申込者に講座参加の決定を通知する。なお、定員に空きがあり申込期限から開催日まで申し込みがあったときには、再度追加受講者の決定を行うことができる。

(講習会の開催)

9 本講座を開催する最少の受講者数は、1名とする。

(設備等の使用)

10 設備等の取扱は職員が説明をするが、使用者が設備等を破損した場合などは、申込者の事業主及び使用者の弁償とする。

11 本講習会において、設備等の使用に伴い使用者の責に帰すべき理由により発生した事故等による使用者の身上の補償については、事業主及び使用者の負担とする。

(その他)

12 本要領に定めのない事項については、実施要綱に定めるとおりとする。ただし、本要領及び実施要綱の両方に定めのない事項については、その都度定める。

附則

本要領は、平成24年5月17日から適用する。

以上